

議案第66号

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及びつくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第3条の規定に違反して建築した場合における当該建築物の建築主  
第9条第1項第2号中「第4条, 第5条又は第7条」を「第4条から第7条まで」に改め, 同項第3号中「違反した」を「違反して用途を変更した」に改め, 同号を同項第4号とし, 同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物を建築した後において, 当該建築物の敷地面積を減少させたことによって第6条の規定に違反した場合においては, 当該建築物の敷地の所有者, 管理者又は占有者

第10条ただし書を削る。

(つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年つくばみらい市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第3条又は第4条の規定に違反した」を「第3条の規定に違反して建築した」に改め, 同項第2号を削り, 同項第3号中「第5条, 第6条又は第7条」を「第4条から第7条まで」に改め, 同号を同項第2号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物を建築した後において, 当該建築物の敷地面積を減少させたことによって第4条第1項の規定に違反した場合においては, 当該建築物の敷地の所有者, 管理者又は占有者

第12条第1項第4号中「違反した」を「違反して用途を変更した」に改め, 同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第13条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和2年4月1日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については, なお従前の例による。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

罰則対象について、明確に対象者と行為を規定するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成18年つくばみらい市条例第100号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第9条 次の各号にいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第3条の規定に違反して建築した場合における当該建築物の建築主</u></p> <hr/> <p>(2) <u>第4条から第7条まで</u>の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(3) <u>建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させたことによって第6条の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>(4) <u>法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反して用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他</p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 次の各号にいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第3条又は第6条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主(建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第6条の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)</u></p> <p>(2) <u>第4条、第5条又は第7条</u>の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他</p>

の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(平成20年つくばみらい市条例第23号)新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第3条の規定に違反して建築した場合における当該建築物の建築主</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>第4条から第7条まで</u> の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</p> <p>(3) <u>建築物を建築した後において、当該建築物の敷地面積を減少させたことによって第4条第1項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>(4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に<u>違反して用途を変更した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>2 <u>前項第2号</u>に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第3条又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主</u></p> <p>(2) <u>建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したことによって第4条第1項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>(3) <u>第5条、第6条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に<u>違反した</u> _____ 場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者</p> <p>2 <u>前項第3号</u>に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者</p>

を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従事者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。